

## APPENDIX 2) EXCERPTS FROM THE PSI CONSTITUTION 2012 RELATING TO CONGRESS

### 大会議事運営委員会に関連の2012年PSI規約から抜粋

#### 第4条 加盟費

加盟組織から納入される加盟費の金額は大会によって定められる。大会はこの任務を執行委員会に委任することができる。

加盟費は加盟組織の適格者全員分を納入し、1月1日を期日とする。附則2「加盟費支払いに関する基本的重要な概念および特別規定の定義」に記された手続きに従って支払い免除、指数の変更、減額、支払い猶予あるいは分割払いを要請した場合を除いて、2月28日までに納入しなければならない。

支払い年の7月1日時点で加盟費を未納、または支払い免除を承認されていない加盟組織は、その年の加盟費滞納者と宣告され、PSI加盟組織としての権利と資格を失い、その旨を知らされる。こうした権利と資格には以下のことが含まれる

- PSIの行事、活動、プログラムへの参加
- PSIの行事、活動、プログラムへのスポンサーシップ（指数100%以下の国のみが対象）
- PSIの委員会、作業部会、その他PSI機構の委員資格。ただし世界執行委員会と運営委員会については附則5「執行委員会の権限と内部規定」の規定が適用されるのでこの限りではない

加盟費の支払いに関する特別規定はすべて附則2「加盟費支払いに関する基本的重要な概念および特別規定の定義」に記載されている。

#### 附則2 加盟費支払いに関する基本的重要な概念および特別規定の定義

- a) 年間加盟費は一組合員当たりの固定額であり、PSI大会、もしくは委任を受けた執行委員会によって決定される。
- b) 通貨はユーロである。
- c) 最低加盟費500ユーロは、支払額が500ユーロに達しないすべての組合に適用される。この最低加盟費は、PSI大会もしくは委任を受けた執行委員会によって決定される。
- d) 各組合の合計額は、国連開発プログラム（UNDP）が作成する国内総生産に基づく指数制度に従って計算される。国内総生産の数値が世界平均値以下の国の加盟組合の加盟費額は、5段階の指数レベル（10%、25%、50%、75%、100%）のうち、自国のGDPの数値を世界平均値で割って出てくるパーセントの数字に一番近い指数レベルにまで削減される。この指数は、執行委員会、もしくは委任を受けた運営委員会によって、定期的に見直すことができる。
- e) 特別な事情により財政的義務を完全に履行できないと自ら判断した加盟組織に対して、執行委員会および運営委員会は加盟費支払いの一時的減額を認める権限を有する。例外的な場合には執行委員会または運営委員会は加盟費の支払いを免除することもできる。執行委員会または運営委員会は、加盟組合からの加盟費延納や分割払いの要請についても、状況が詳細に説明され、合意に達した場合には、これを認めることができる
- f) そうした執行委員会または運営委員会による配慮を求める申請はすべて詳細な説明を添えて書記長に提出されることとし、支払い年の2月28日までに届かなければならない。期限

後の申請は緊急の場合に限って検討される。書記長は、第4条の下でのすべての申請を当該地域執行委員会に提出し、彼らの勧告を求める。

- g) 加盟費指数が100%未満に設定された国の加盟組合は、指数に基づく加盟費の全額を支払って、附則4「大会規則・議事規則」の下での計算方法で算出された登録組合員数全員分の投票権を保持する。

## 第6条 大会

- 6.1 大会はPSIの最高意思決定機関である。大会は加盟組織の代議員で構成される。
- 6.2 定期大会は5年ごとに開かれる。書記長は執行委員会の決定に従って定期大会を召集する。定期大会の期日と開催場所は遅くとも12ヵ月前までに加盟組織に通知される。
- 6.3 臨時大会は、執行委員会の決定に基づいて、その決定後5ヶ月以内に、あるいは合計した組合員数がPSIの加盟費納入人員総数の3分の1以上を代表する4つ以上の加盟組織の要請によって、召集される。臨時大会は特に召集の原因となった事項に限って討議する。
- 6.4 大会の議題には、附則4「大会規則・議事規則」で定められたすべての事柄が含まれる。
- 6.5 第4条「加盟費」に従って彼らの義務を果たした加盟組織は、含む前回大会以降（現在の大会開催年も含む）もしくはPSIへの加盟以降の年平均加盟費納入人員数に応じて、大会に代表を送る資格がある。
- 6.6 加盟組合の代表権は以下の表に基づく。代議員数が2名以上の場合には、加盟組合の組織人員がどちらかの性に大幅に偏っているためにそうすることが不可能である場合以外は、男女それぞれが平等に代表されるべきである

人員数 5,000 人まで代議員 1 名

5,001 から 10,000 人まで代議員 2 名

10,001 から 20,000 人まで代議員 3 名

20,001 から 35,000 人まで代議員 4 名

35,001 から 50,000 人まで代議員 5 名

50,001 から 100,000 人まで代議員 6 名

これ以上については、加盟費納入済人員が 50,000 人増すごとに 1 名と端数分につき 1 名を追加する。

6.7 大会資格審査委員会

大会は、最初のセッションで代議員の資格確認の任にあたる資格審査委員会を選出する。

6.8 大会議事運営委員会

執行委員会は、大会運営を準備する大会議事運営委員会を任命する。その構成は、各地域から各1名、各PSI公用語グループから各1名（地域代表として出していない場合）、女性委員会から1名（地域や言語代表として出していない場合）、および大会開催国から1名（言語代表として出していない場合）、および執行委員会の若年労働者代表から1名とする。

## 6.9 会長と書記長の選挙

会長と書記長は、大会による単純過半数で選出される。会長と書記長は、大会による単純過半数で選出される。男性 1 名と女性 1 名の計 2 名の選挙管理人は執行委員会によって任命され、指名された候補者名を集めて、精査する任務を負う。選挙管理人は中立で、選挙過程に利害を有しない。彼らは議事運営委員会に対して責任を負う。全候補者は精査作業にあたる人物を指名する権利がある。

会長職候補者は、立候補時点で優良な PSI 加盟組合の信頼できるメンバーでなければならない。書記長職候補者は、真正な労働組合での経験を有するものでなければならない。

手続き上の詳細と規則はすべて、附則 4「大会規則・議事規則」にまとめられている。

## 附則 4 大会規則・議事規則

### 議題

大会の議題は次の項目によって構成される。:

- a) 資格審査委員会の選出および報告
- b) 指名と批准:
  - i. 大会副議長;
  - ii. 投票集計人
  - iii. 議事運営委員会
- c) 第 13 条 1 項で規定されている 3 人目の理事の指名の確認
- d) 前回の大会以降の PSI 活動の報告
- e) 財政報告、内部監査委員報告、加盟費の決定
- f) 規約で定められた選挙:
  - i. 会長
  - ii. 書記長
  - iii. 執行委員会
  - iv. 内部監査委員
- g) PSI 加盟組合員が働く主な分野で行われる活動を詳細に記した、課題と目標を含む来期の活動プログラムと優先課題 (案)
- h) 加盟組織と執行委員会から提出された動議・決議案
- i) 執行委員会が大会に提出したいその他の事柄

### 決議案

- a) 定期大会の議題に入れるために加盟組織ならびに執行委員会によって提出されるあらゆる動議・決議案は、遅くとも大会開始 7 ヶ月前までに書記長に届かなければならない。
- b) 書記長はこれらの動議・決議案を遅くとも大会開始 5 ヶ月前までに加盟組織に送付する。
- c) 動議・決議案に対する修正案は大会開始 4 ヶ月前までに書記長に届かなければならない。
- d) 書記長はすべての修正案を遅くとも大会開始 2 ヶ月前までに加盟組織に送付する
- e) 議題と報告書と議事規則の草案は遅くとも大会開始 2 ヶ月前までに大会代議員に送付される。大会は最終的な議題と議事規則を承認する。
- f) 提案提出期限後に動きが生じた事態に関して緊急動議・決議案を提出できる。そのような動議・決議案が討議と投票に付されるのはいずれかの地域執行委員会または半数以上の代議員がそれを認めた場合に限られる。

## 大会における代表権

- a) 附則 2「加盟費の支払いに関する基本的重要な概念と特別規定の定義」に従って、大会までのどの年でも加盟費の支払いを**免除**されたことのある組織は、免除された年の加盟費納入人員はゼロとする。期間中の平均人員数がゼロになった加盟組合は代議員を 1 名送る権利がある。
- b) 加盟組織は加盟費納入済人員 10 万人につき 1 名と端数分 1 名の**オブザーバー**を送ることができる。オブザーバー数が 2 名以上の場合は、加盟組合の組織人員がどちらかの性に大幅に偏っているためにそうすることが不可能である場合以外は、男女それぞれが平等に代表されるべきである。
- c) 大会資格審査委員会は、**大会開催国**の加盟組織に規定数以上のオブザーバーを出席させる権利を与えるように大会に勧告することができる。
- d) 大会代議員ならびにオブザーバーの**旅費と滞在費**は彼らが代表する組織が負担する。執行委員会は、第 4 条「加盟費」に従って財政的義務を果たしていることを条件に、各加盟組織が少なくとも一名の代議員を出すことができるようにするために、指数 100%以下の国の代議員だけを対象に PSI 資金から援助することができる。
- e) **代議員とオブザーバーの氏名**を遅くとも大会開始 4 ヶ月前までに書記長に提出する。書記長は、これらの指名を精査して、規約上の要件に合致していない場合は加盟組合に忠告する。
- f) 執行委員会には、PSI が関係を維持している国内ないしは国際組織から**オブザーバー**を招く権限がある。
- g) 出席することが望ましいと考えられる人物を**ゲスト**として招くこともできる。
- h) 大会に代議員を送ることができない加盟組織は同小地域の他の組織の代議員に代理を委任することができる。このような委任が有効であるためには、委任する側の組織が 4 週間前までに PSI 書記長に書面でその旨を通知することが条件である。いかなる組織も他の 4 組織以上の**代理投票**は行うことはできない。

## 大会資格審査委員会

- a) 資格審査委員会は加盟組織が PSI 規約の定める条件と義務を充たしているかどうかを審査する権限を有する。資格審査委員会は書記長、執行委員および大会代議員に対して、任務の遂行に必要な情報や代議員の資格の正当性に関連する証拠を要求する権利がある。
- b) 資格審査委員会は適切な勧告を伴う報告書を大会に提出する。大会は資格審査委員会の最初の報告ならびに勧告について討議し、採決するまでは、投票や選挙を行うことができない。
- c) 資格審査委員会は、投票力および派遣できる代議員・オブザーバーの人数を計算する際に、大会開催 2ヶ月前以降に支払われた加盟費を勘定にいれないこととする。ただし、組合に加盟費納入延滞を正当化するやむを得ぬ例外的状況があった場合には、大会直前に開かれる当該地域執行委員会の勧告に基づいて、資格審査委員会は納期を過ぎた支払いを認める権限を有する。

## 大会議事運営委員会

大会議事運営委員会への代表を指名する際に、すべての地域執行委員会は第 1 条「理念と目標」（平等、公平性および多様性）を考慮する。大会議事運営委員会はそのメンバーの中から委員長を選出し、書記長が議事運営委員会の書記を任命する。議事運営委員会は次のことを行う。

- a) 加盟組織および執行委員会によって提案されたすべての動議・決議案と修正案の有効性を調べ、報告する

- b) テーマが類似し、内容が相反しない動議・決議案が2件以上提出されている場合に、必要に応じて統合動議・決議案を作成する
- c) 議事進行と発言者の発言制限時間について勧告する
- d) 議事の適切な運営のために決定を要するその他の問題に関して大会に報告する

議事運営委員会は大会に先立って召集され、大会の最初の実質セッションに間に合うように第一回報告を提出する。このセッションで大会は議事運営委員会の構成を承認するよう求められる。

## 投票

- a) 投票権を有するのは代議員だけである。採決は通常代議員カードを掲げた**挙手**によって行なわれる。
- b) 採決に付される前に、少なくとも4カ国の加盟組織が**組合員数投票**を要求した場合には、会長は組合員数投票を求める動議を大会にかけて挙手による採決を行なう。この動議が採択されれば、組合員数投票が宣せられ、直ちに実行される。組合員数投票は各加盟組織の加盟費納入済み人員数によって決まる。
- c) 規約改正と PSI の解散に関する場合を除き、挙手ならびに組合員数投票のいずれの採決においても、棄権票には関係なく、投ぜられた票数の単純過半数（すなわち投票数の半数プラス1票以上）の賛成で決まる。
- d) 投票を数える投票集計人は大会の最初のセッションで選出される。

## 会長および書記長の選挙

- a) 書記長は遅くとも大会開催7ヵ月前までに、会長職と書記長職の候補者の指名は遅くとも大会開催2ヵ月前までに第6条9項で規定された選挙管理人に届かなければならないことを、全加盟組合に通知する。
- b) 2名以上の指名を受け取った場合には、選挙管理人は候補者全員の氏名を載せた投票用紙を用意しなければならない。これは出席している各加盟組合または欠席組合の指定代理人に配布され、前回の大会以降もしくは加盟以降の加盟費納入済み平均人員数に基づく票数が投じられる。
- c) 各加盟組合は自ら選択する候補者の氏名の欄にはっきりと X を印し、投票集計人の用意する箱の中に記入済みの投票用紙を入れる。
- d) 投票用紙を投票集計人が数え、その結果を選挙管理人に伝え、大会終了時にその投票用紙が破棄されるようにする。
- e) 会長、あるいは会長選挙中は筆頭副会長が投票結果を発表し、もし投票総数の過半数を得票した候補者がいない場合には、第一回投票で得票数の多かった上位2名の間で2回目の投票が行なわれる
- f) 第1回または第2回投票で投票総数の過半数を得票した候補者が当選を宣告される。
- g) 個々の組合による投票の詳細は秘密にされ、公表されることはない。
- h) 投票が投票集計人によって有効と見なされるのは、書記長が発行した公式の投票用紙が使用され、はっきりと印がつけられている場合に限られる。投票集計人は無効票の数を報告する。